

日行連発第915号
令和元年11月13日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

丁種封印の取扱いに関するお知らせについて

丁種封印については、昨年度通達改正が行われ、行政書士会間の再々委託が可能となりましたが、再々委託の運用について、各単位会より多くのお問い合わせをいただいております。運用のご参考にしていただきたく、一部ではありますが、本連合会としての見解を以下にお示しいたします。

なお、今年度事業として来年1月にOSS・封印業務担当者会議を開催し、丁種封印の取扱いとOSS申請の推進に関する課題の整理及びこれらに関する情報共有を図る予定ですので、ご承知おきくださいようお願いいたします。

記

①丁種封印の再々委託先について

封印取付け委託要領第10条第4項により、丁種封印の再々委託先については、「他の行政書士」とされていることから、乙種・丙種受託者（ディーラー等）に再々委託をすることは認められません。

また、同条第2項には「行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）」とあることから、再々委託先の行政書士も自動車登録業務に十分精通した行政書士でなければなりません。

なお、国交省からの要請もあり、この自動車登録業務に十分精通した行政書士とは、各単位会の丁種会員名簿に登載された丁種会員とします。

<再々委託先可否一覧>

再々委託先	可否
委託元行政書士と同一単位会内の丁種会員	可

〃	丁種会員以外の行政書士	否
他の単位会の丁種会員		可
〃	丁種会員以外の行政書士	否
乙種・丙種受託者の構成員など（管轄内外問わず）		否

②単位会間の契約の必要性について

一部地域において、委託元の行政書士が所属する単位会と委託先の行政書士が所属する単位会が契約を締結していなければ再々委託はできないとされているようですが、封印取付け委託要領の運用等8(イ)によれば、再々委託の際は、「あらかじめ丁種受託者たる行政書士会間で・・・必要に応じて基本的事項について確認し」、行政書士間で確約書を交わすこととされています。

したがって、委託要領上は、再々委託にあたって単位会間の契約が必須とされていないことから、単位会間の契約がなければ再々委託ができないというものではありませんのでご留意ください。

③再々委託先の行政書士が所属する単位会の規則改正の必要性について

再々委託の際、再々委託先の行政書士が所属する単位会が、再々委託に係る規則改正を行っている必要があるか否かについて問い合わせをいただくことがあります、再々委託の運用については、委託要領と各単位会の規則に基づくものであり、委託要領や規則中に制限がない限りは、再々委託先の行政書士が所属する単位会の規則改正の状況にかかわらず、再々委託をすることが可能ですが（委託要領にはそのような制限規定はありません）。

以 上